

# 監査品質のマネジメントに関する年次報告書

2024

Amaterasu 有限責任監査法人

# 目次

- 1 代表メッセージ
- 2 当監査法人の理念
- 3 当監査法人の品質管理
  - 3.1 品質管理部長メッセージ
  - 3.2 組織体制とガバナンス体制
  - 3.3 審査体制
  - 3.4 完了した業務の検証（定期的検証）
  - 3.5 IT 関連の取組と情報セキュリティ
  - 3.6 当監査法人のガバナンス・コードへの対応状況
  - 3.7 職業倫理と独立性、および独立性を裏支える財務的基盤
  - 3.8 国際対応基盤
  - 3.9 監査品質の指標（AQI : Audit Quality Indicator）
- 4 人材戦略
- 5 法人概要

# 1. 代表メッセージ

私たち Amaterasu 有限責任監査法人は、社会と世界を広く照らすような監査法人となることを目指して、設立されました。

監査法人として、クライアントから公表される財務情報やクライアントの事業活動に偽りや不正がなく、誰もが安心して経済活動を行うことができるように監査を行っています。私たちができること、すなわち、その監査の品質を高い水準で保持し続けることを最も重視しています。

そのために私たちは自らを律して自己研鑽を続け、当法人の構成員が互いに尊敬しあいながら、共有する理念や目標に向かって進んでいます。その組織には、組織内でのセクショナリズムや、虚栄のような無駄なものは一切排除し、誰もがやりがいをもって仕事ができる環境があります。

これから社会と世界で発生する問題に対して、これまでと同じように対処し続けるだけでは問題は解決できないと考え、過去の前提を疑って新しいアプローチを試すことができる組織でありたいと思います。課題をこなすだけでなく、新しい課題を積極的に求めていく人の集まりでありたいと思います。少しずつでも自分たちの殻を壊して、成長する組織であるために、私たちは私たちの監査の品質に誇りをもっていたいと思います。

監査が私たちの独善的なものではなく、クライアントをはじめ、社会と世界を広く照らすためのものでありたい。これが私たちの目指す姿です。

統括代表 三島 圭史

## 2. 当監査法人の理念

Amaterasu（アマテラス）有限責任監査法人は、2022年に設立された法人です。

法人名の Amaterasu（アマテラス）は、日本の神話に登場する「天照大神」、つまり八百万の神々で最高位に位置し、天上世界を治める太陽を司る女神に由来します。我々が法人を設立するにあたっては、次のような意味と願いを込めています。

- ・様々な業種の日本国内企業から海外企業まで、社会と世界を広く照らすような監査法人となること
- ・クライアントに寄り添いながらも、品質面からの力強い指導力を発揮すること
- ・不正を起こさせないような指導力を発揮すること

我々の使命は、独立性を堅持し、高品質のサービスを通じて、クライアントの皆様の成長と発展、そして公正な経済社会に少しでも貢献することです。この使命を全うするに、高度な専門能力と倫理感、専門知識だけに囚われない幅広い見識が必要であると考えており、常に自己研鑽に励み、公認会計士としての専門性や社会からの期待に応えることのできる法人でありたいと考えております。

## 3. 当監査法人の品質管理

### 3.1 品質管理部長からのメッセージ

昨今の会計監査を取り巻く環境は、企業活動においては、グローバル化や業務内容の高度化、複雑化・専門化に伴い、企業の実態を正確に把握することの困難さが増しています。また、近年、会計基準の改正等により会計上の見積りが複雑化する傾向にあることや、不正会計事案が後を絶たないことから、監査に対する信頼回復と社会的期待に応えるため監査基準においても、重要な虚偽表示のリスク評価やグループ監査の強化など求められる監査手続の水準は高まる一方です。

さらに、上場会社の監査に高い規律付けを求めた上場会社等監査人登録制度への対応など監査事務所レベルで監査品質の維持・向上に従来以上に高いレベルで自主的かつ持続的に取り組むための態勢整備が求められています。

法人全体として高い監査水準を維持するために、各構成員の個の力をより高い水準で発揮し続けることを支援する基盤整備に取り組んでいく必要がありますので、監査法人レベルでの様々な規制対応もその好機と捉えて鋭意取り組んでいます。

当法人では全員参画型経営を志向しており、全ての法人構成員がそれぞれの役割を自覚して、主体的かつ能動的に、組織的な監査品質の向上に日々取り組んでいけるように方向づけていくことが大切と考えています。

品質管理部長 柳原 常宏

### 3.2 組織体制とガバナンス体制

当法人は、社員会をガバナンス体制の中心に据えて、パートナー全員がその相互監視・相互牽制により業務運営の適正化をはかる本来の意味でのパートナーシップ型の法人運営形態を基本としています。また、各構成員がそれぞれ役割と責任を主体的に引き受ける全員参画型経営を志向しており、これを具現化するために、法人組織に、品質管理部、総務担当、審査担当、ITセキュリティ担当等を設け、社員全員が、これらの一つ又は二つの担当に属するようにしています。

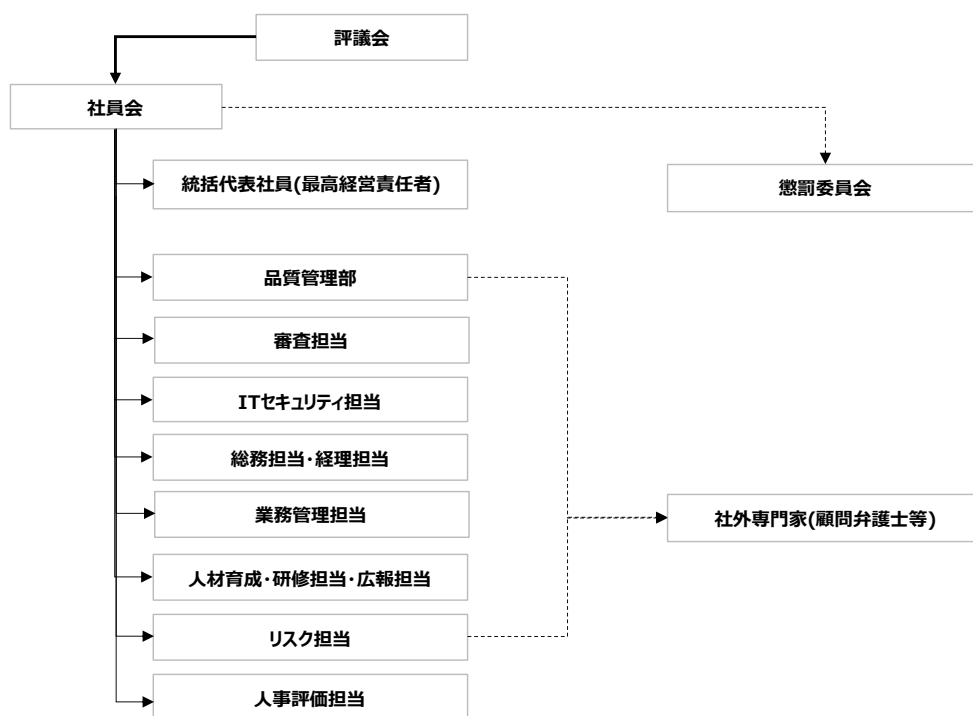
このため監査業務の執行と経営・監視機能は人的に分離しておらず、大規模組織に見られる経営陣のリーダーシップによるトップダウン型経営と異なり、社員 6 名全員による合議制の意思決定に基づく運営を行っており、現状の人員・組織規模においてはその実効性は確保されていると判断しています。

評議会は社員会を監督する経営機関として位置し、定期的開催される評議会を通じて、監査法人の経営体制、業務運営体制の監督や、事務所全体の品質管理状況についての確認を行っています。また、監査品質に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項については、監査責任者及び審査担当者のサポートとして、品質管理部等による重要事項の内容分析と対応策の検討を経て、社員会で対応が協議され、法人として迅速かつ適切な対応と判断ができる態勢を構築しています。評議員には弊法人クライアントとは身分的・経済的にも独立したメンバーを選任するとともに、法人の経営や運営にも見識のある方を選任することで、社員会の監督機能の役割を期待しています。

個々の監査業務は、監査責任者である業務執行社員と、補助者で監査チームを構成します。当法人では監査責任者自らが現場に往査し、被監査会社と積極的にコミュニケーションを図ることによって、被監査会社のビジネスを十分に理解して監査上の留意点を把握するよう取り組みます。このようなパートナーリードの監査現場が当監査法人の監査業務の特色になっています。

当監査法人では、監査の品質を一定以上に保つため品質管理部が監査マニュアルの整備を行い、人材育成・研修担当が研修会の開催等、各部・担当が監査業務遂行のための基盤整備を担い、品質管理部は、品質管理システムが適切に整備・運用されていることを日常的或いは定期的に監視する役割を担っています。

## 組織図



### 3.3 審査体制

当法人では、すべての監査業務について専門要員が行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、以下のとおり監査業務に係る審査に関する方針及び手続を定め実施しています。

- ① 審査の内容、実施時期及び範囲
- ② 審査担当者の適格性
- ③ 審査に関する文書化

当法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査完了日以降としています。

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、審査担当者は審査において不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの監査チームの判断を評価します。不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて検討します。また、不正による重

要な虚偽表示の疑義がある場合、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を必要に応じて追加で選任します。

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関して、或いは、監査責任者間や監査責任者と審査担当者との間で監査上の判断が相違する場合には、適切な専門的見解の問合せを実施することとしており、その到達した結論及びその対処について、適切に文書化することとしています。監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならないこととしています。

監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項については、監査責任者と審査担当者のサポートとして、品質管理部等による重要事項の内容分析と対応策の検討を経て社員会で対応が協議され、法人として適切な対応と判断ができる態勢を構築しています。

#### 3.4 完了した業務の検証（定期的検証）

監査責任者ごとに検証サイクルを3年とし、当該期間において少なくとも1回は監査業務を検証対象として選定して検証します。その他、前年度検証のフォローアップ及びJICPAレビュー結果のフォロー（該当年度のみ）を実施しています。

#### 3.5 IT関連の取組と情報セキュリティ

当法人は、設立時から監査調書の電子化を進めており、全ての監査について電子調書への移行を完了しています。監査調書の電子化により、監査調書の事後的な修正・改竄を防止することはもちろん、監査責任者による監査調書の適時査閲や品質管理部による随時の監査調書のモニタリングを通じて監査品質の向上に役立てています。

当法人は、監査業務を遂行するにあたって求められる守秘義務の大切さを認識し、適切な情報セキュリティ対策を行うことが重要であると考えています。そのため、情報セキュリティ対策に関して「情報セキュリティ・ポリシー」、「情報セキュリティ対策基準」を定め、継続的な研修を通じて全構成員に周知徹底を図るとともに、それらのルールが順守されていることについて定期的にモニタリングを行っています。

また、業務で使用するPCにはクラウドサーバーに保存される仕組みを採用し、情報の紛失や漏洩を未然に防止する体制を構築しています。

これらの情報管理の最終責任は統括代表社員が担っていますが、その実行・管理に当たってはITセキュリティ担当を設置し、当該メンバーを中心に実施しています。



### 3.6 当監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

原則・指針	当法人の対応状況	
【監査法人が果たすべき役割】		
原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
指針 1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当法人では、定期的に統括代表から品質重視の風土の醸成のための法人の方針が発出され、トップの姿勢を明確にしています。
指針 1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	当法人では、定期的に統括代表から品質重視の風土の醸成のための法人の方針が発出されており、社員・職員は法人の方針に基づいて議論を行い、法人運営を行っています。
指針 1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	監査業務の品質を最優先することが当法人の方針であり、この方針は、専門要員の評価、報酬及び昇進等の人事に反映させています。
指針 1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当法人の社員・職員は、法人の方針に基づいて議論を行い、法人運営を行っており、開放的な組織文化・風土を醸成するよう努めております。
指針 1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相	当法人は、コンフォート・レター作成以外の非監査業務を原則として実施いたしません。また、監査法人の構成員に兼業・

	<p>反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。</p>	<p>副業を認めています、各構成員からは法人業務との利益相反はなくこの誓約を入手しているとともに、独立性についても懸念がないことを確認しています。</p>
指針 1-6	<p>監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。</p>	<p>当法人はグローバルネットワークに加盟していないため、該当ありません。</p>
【組織体制】		
原則 2	<p>監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。</p>	
指針 2-1	<p>監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。</p>	<p>当法人では、最高意思決定機関である社員会が機動的に開催され、さらに法人組織として各担当が組織的な運営を行っています。</p>
指針 2-2	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適</li> </ul>	<p>当法人では、法人組織として各担当が組織的な運営を行っています。</p> <p>特にリスク対応や人材管理、IT基盤の実装化については、専任の担当者を設けています。</p> <p>【記載箇所】 3.2 組織体制とガバナンス体制</p>

	<p>正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備</li> <li>・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備</li> <li>・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備</li> </ul>	<p>3.5 IT 関連の取組と情報セキュリティ 4 人材戦略</p>
<p>指針 2-3</p>	<p>監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである</p>	<p>当法人は、最高意思決定機関である社員会が機動的に開催され、経営機能を果たす人員の専任についても行っています。</p>
<p>【経営機能の実効性の監督・評価】</p>		
<p>原則 3</p>	<p>監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	
<p>指針 3-1</p>	<p>監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営</p>	<p>当法人は、独立した立場で経営機能を監督・評価する機関として、評議会を設けています。評議会は当法人のガバナンス体制、組織経営上の課題等に対して、第三者の知見を提供しています。</p>

	機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	
指針 3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	当法人は、評議会メンバーとして独立性を有する第三者である有識者を参画させており、経営機能の監督や評価に対しての客観的・専門的な意見の提供を期待しています。
指針 3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営機能の実効性向上に資する助言・提言</li> <li>・組織的な運営の実効性に関する評価への関与</li> <li>・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与</li> <li>・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与</li> <li>・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与</li> <li>・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与</li> </ul>	当法人は、評議会メンバーとして独立性を有する第三者である有識者を参画させており、経営機能の監督や評価に対しての客観的・専門的な意見の提供を期待しています。その中には、経営機能の実効性向上に関する助言・提言等がふくまれています。
指針 3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適	当法人は、評議会メンバーに対して定期的な情報提供を行っています。

	切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	
【業務運営】		
原則 4	監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
指針 4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	当法人は、品質管理部が監査品質向上に向けた意見交換や議論を積極的に行っています。
指針 4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	当法人の人材管理については、法人内の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定して運用しています。  【記載箇所】 4 人材戦略
指針 4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	当法人では、法人組織として各担当が組織的な運営を行っています。 特にリスク対応や人材管理、IT 基盤の実装化については、経験のある専任の担当者が配置されています。  【記載箇所】 3.2 組織体制とガバナンス体制 4 人材戦略

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること</li> <li>・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること</li> </ul>	
指針 4-4	<p>監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。</p>	<p>当法人では、被監査会社の経営陣幹部や監査役等との意見交換を、かならず実施し、意見交換を行うとともに、随時コミュニケーションをとるようにしています。</p>
指針 4-5	<p>監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。</p>	<p>当法人では、通報に関する方針や手続を整備しており、ホットラインについてはホームページ上で公表をしています。</p>
【透明性の確保】		
原則 5	<p>監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参画者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである</p>	
指針 5-1	<p>監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。</p>	<p>当法人は、品質管理システムのモニタリングや監査業務の定期的検証を通じて監査品質の向上に向けた取組みをしています。法人の取組について、評議会からの評価・意見を参考にしています。</p>
指針 5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p>	<p>当法人では、定期的に統括代表から品質重視の風土の醸成のための法人の方針が発出されており、社員・職員は法人の方針に基づいて議論を行い、法人運営を行っています。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢</li> <li>・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針</li> <li>・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標 (AQI : AUDIT QUALITY INDICATOR)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報</li> <li>・監査法人における品質管理システムの状況</li> <li>・経営機関等の構成や役割</li> <li>・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方</li> <li>・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応</li> <li>・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）</li> <li>・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針</li> </ul>	<p>【記載箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2 当監査法人の理念</li> <li>3.2 組織体制とガバナンス体制</li> <li>3.3 審査体制</li> <li>3.4 完了した業務の検証(定期的検証)</li> <li>3.5 IT 関連の取組と情報セキュリティ</li> <li>3.7 職業倫理と独立性、および独立性を裏支える財務的基盤</li> <li>3.9 監査品質の指標 (AQI : Audit Quality Indicator)</li> <li>4 人材戦略</li> </ul>
---	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況</li> <li>・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況</li> <li>・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取り組みの実効性の評価</li> </ul>	
指針 5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況</li> <li>・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）</li> <li>・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価</li> <li>・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要</li> </ul>	<p>当法人はグローバルネットワークに加盟しておらず、他の法人とのグループ経営も行っていないため、該当ありません。</p>
指針 5-4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取り組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構</p>	<p>当法人は、品質管理システムのモニタリングや監査業務の定期的検証を通じて監査品質の向上に向けた取り組みをしています。法人の取組について、評議会からの評価・意見を参考にしています。</p>



	<p>成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	
<p>指針 5-5</p>	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	<p>当法人は、品質管理システムのモニタリングや監査業務の定期的検証を通じて監査品質の向上に向けた取り組みをしています。</p>
<p>指針 5-6</p>	<p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	<p>当法人は、品質管理システムのモニタリングや監査業務の定期的検証を通じて監査品質の向上に向けた取り組みをしています。法人の取組について、評議会からの評価・意見を参考にしています。</p>

### 3.7 職業倫理と独立性および独立性を裏支える財務的基盤

当法人は、日本公認会計士協会の倫理規則等の遵守を社員及び職員（非常勤含む）に求めています。全ての監査責任者は、監査業務の専門職員が当監査法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに、職員（非常勤含む）が職業倫理を遵守していることを確認しています。

当法人は「公認会計士法その他の関連法令」、「日本公認会計士協会の倫理規則・独立性に関する指針」等を反映した独立性保持のための方針及び手続を定めています。また、当法人、社員及び職員（非常勤含む）が、当該独立性保持のための方針及び手続を遵守していることを確認するために、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書の提出を求めています。なお、当該確認書の回答率は100%であり、違反件数はゼロとなっています。

また、被監査会社に対する当法人、社員及び職員（非常勤含む）の独立性は、当法人が提供する全ての業務で担保されるべきものであります。全ての業務の契約締結に当たっては、事前に監査責任者が、独立性に関する職業倫理の規程に照らして業務受嘱の可否の判断を行うとともに、当該業務受嘱の可否につき常務会において判断しています。また、当法人では、非監査業務は実施しない方針としています。

当法人の社員は、被監査会社への関与年数につき制限を設けています。当該制限は「公認会計士法その他の関連法令」、「日本公認会計士協会の倫理規則・独立性に関する指針」等を反映したものです。大会社等、一定規模以上の被監査会社を担当する業務執行社員は、最長関与

期間を7年（インターバル期間2年）としています。なお、大会社等の筆頭業務執行社員については、公認会計士法の規定に基づき、最長関与期間を5年（インターバル期間5年）としています。

独立性を裏支えするための財務的な基盤は確固たるものであり、特定の関与先に依存しない持続可能な法人であります。倫理規則に規定される報酬依存度に対して、当法人としては報酬依存度15%を超えるような関与先がないことを確認しているほか、今後はさらに財務的な基盤を強固にするためにも、報酬依存度が13%を超えている先には継続的な監視対象とし、AQIにも掲げて継続的にモニタリングしています。

### 3.8 国際対応基盤

当法人は、海外に重要な拠点を有する会社の連結財務諸表の監査を行っています。そのグループ監査の体制としては、現状は海外駐在経験者や海外公認会計士資格保有者が中心となって、監査を主導し、現地では、大手監査法人と連携して監査を行っています。将来的には、グローバルネットワークに加入し、海外監査法人とのアライアンスを強めることを検討をしています。

### 3.9 監査品質の指標（AQI：AUDIT QUALITY INDICATOR）

当法人は、監査品質の指標として、報酬依存度13%以上の被監査先の数を採用しています。

#### ① 報酬依存度13%以上の被監査会社の数

報酬依存度	会社数
20%以上	0
15%以上	0
13%以上	2

## 4. 人材戦略

当法人では、人材採用の基本方針及び手続を定め、中長期的な人員計画に基づき、当法人の経営理念を共有できる公認会計士を中途採用しています。採用する人材に求められる要件は、監査業務において必要な監査品質の水準を確保できることを基本とし、秀でた専門能力及び監査実務の十分な経験ならびに職業倫理を兼ね備えた公認会計士です。

将来の法人運営に参画する人材の採用は、当法人が今後も社会の期待に応え続けるために最も重要な取り組みであると考えます

当法人では、法人の社員・職員が、会計・監査を巡る論点及び知見を共有し、積極的に議論を行い、お互いを高めあう組織文化のもとで、業務に必要な研修メニューを受講できる体制を構築しています。具体的には、会計基準及び監査基準等の改正時の研修、職業倫理研修、不正対応に係る研修、日本公認会計士協会の品質管理レビュー結果等を法人の社員・職員にフィードバックする研修等の多様な学びの機会を提供し、教育訓練の場として活用しています。

なお、当法人の監査業務に従事する公認会計士を含む専門要員については、日本公認会計士協会の CPD（継続的専門能力開発）制度の単位履修状況を管理しており、年間 40 単位に満たない場合は、監査業務に従事させない方針を採用しています。

職員の人事評価及び昇格については、監査の品質管理に重点を置き、監査・会計の知識・経験に加え、業界知見及び課題解決能力の具備を重視しています。職員の人事評価は、まず監査チームに属する業務執行社員が評価を行い、次に人事評価担当が当法人の品質管理向上の観点から、評価結果を決定します。各職員には、評価結果をフィードバックするとともに、給与や昇格に反映させています。

## 5. 法人概要

### 5.1 外部レビューの状況

監査事務所に対する、公認会計士法に基づく我が国における外部のレビュー又は検査の制度には、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）による品質管理レビューと、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）による検査があります。

品質管理レビューは、「通常レビュー」、「特別レビュー」及び「登録の審査のためのレビュー」の3種類があり、それぞれ、以下の頻度・内容で実施されます。

レビューの種類	レビューの頻度	レビューの性格
通常レビュー	原則 3 年に一度※ <sup>1</sup>	監査事務所の品質管理システムの整備状況及び運用状況の確認
特別レビュー	臨時的	監査事務所の品質管理体制、監査実施状況、特定のテーマ等を適時に確認
登録の審査のためのレビュー	上場会社等登録審査会からの要請があるとき	監査事務所が上場会社等監査人名簿への登録を受けようとする者及び登録上場会社等監査人であって、上場会社等との監査契約を有さないものである場合、監査事務所の品質管理システムの整備の状況を確認 ※ 上場会社等の財務書類に係る公認会計士法第 2 条第 1 項の業務を公正かつ的確に遂行するための体制その他の業務管理体制として、法令等に定めのある事項を遵守しているかどうかについても併せて確認します。

品質管理レビューを実施した結果、品質管理システムの整備又は運用上の不備が発見された場合で、監査事務所の品質管理システム、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠違反が発生している懸念がある場合には、改善勧告事項となります。改善勧告事項は、準拠違反の重要性の程度に応じて、以下の表のとおり3種類に区分されます。

改善勧告事項	不備事項
	重要な不備事項
	極めて重要な不備事項

協会による品質管理レビュー結果

	通常レビュー	登録の審査のためのレビュー
品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の日付	2023年10月18日	2024年1月23日
品質管理レビューの実施結果	重要な不備事項のない実施結果	同左
上場会社等の財務書類に係る監査・保証業務を公正かつ的確に遂行するための体制	-	重要な不備事項のない実施結果

審査会は、協会から品質管理レビューに関する報告を受け、主に品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかについて審査し、必要に応じて監査事務所等への立入検査が実施されます。立入検査の結果、監査事務所の品質管理のシステムや個別監査業務の不備を発見した場合には、検査結果通知書により通知し、監査事務所にその改善を促します。

協会において品質管理レビューが適切に行われていなかったことが明らかになった場合や、監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分である場合、監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、審査会は、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。当法人は、過去審査会の検査を受けていません。

## 5.2 監査証明業務の状況

※ 2024年9月30日現在

種別	被監査会社等の数
金商法・会社法監査	2社
会社法監査	1社
その他の任意監査	2社
計	5社

## 5.3 事務所案内（2024年9月30日現在）

統括代表	三島 圭史
所在地	〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿二丁目28番7号 TEL 050-8882-9941
沿革	2022年3月 設立 2022年9月 有限責任監査法人への移行 2024年1月 上場会社等監査人名簿登録
出資金	6,000千円
人員構成	社員 6名 評議員 1名（公認会計士）